

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.007

処 分 名	督促手数料及び延滞金の徴収
処 分 の 概 要	施行者は、督促状の送付に要する費用を勘案して、督促手数料や年10.75%の割合を乗じて延滞金を徴収することができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第1項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	ホームページのリンク先 <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html</a>

■土地区画整理法

第三条

- 2 宅地について所有権又は借地権を有する者が設立する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

第百一条

- 2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を付して、分割徴収し、又は分割交付することができる。
- 3 第三条第二項から第五項まで、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者がある場合においては、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 4 前項の督促をする場合においては、第三条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 5 第三項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、国税滞納処分の例により、第三項に規定する清算金並びに前項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。